

# 第93回（令和6年度）

一般参加	申込期間	令和6年7月10日	令和6年7月11日
	抽選日	令和6年7月26日	

## せともの祭 廉売市申込書類一式

No.	書類名	枚数	提出	記載方法
1	出店募集要項（参考）	4枚	不要	内容を熟読のうえ申してください。
2	出店届書	2枚	必要	※ 出店申込者・店舗責任者・従事者の記入 ※ <u>全員の確認書類を添付（14才以下否）</u> ※ <u>出店業種欄の取り扱い品目を表示</u> ください。 ※ <u>従事者が4名以上の場合はコピーして使用</u> ください。
3	表明・確約に関する同意書	1枚	必要	申込者名・代表者の署名・押印が必要
4	道路使用許可申請書	2枚	必要	※ <b>申請日 記入不要</b> ※申請用・許可用 各1 ◎2枚とも同じ内容を記載（1枚は組合で証紙を貼り警察へ提出します）
5	誓約書	1枚	必要	内容を熟読のうえ署名・押印ください。
6	通行禁止道路許可申請書	1枚	必要	※2台まで可（ <u>1台につき申請書1枚必要</u> ） ※レンタカー等未定の場合も提出 後日連絡のこと。
7	推薦書	1枚	必要	※瀬戸市在住者は不要
8	店名シール・のれん作成指示書	1枚	必要	※新規出展者はのれん作成
9	露店等営業に関する規則	2枚	不要	必ずお読みください。
10	崇敬会 会員加入のお願い	2枚	不要	ご協力をお願いします。

注)「出店募集要項」内で、「当日遠方にて説明会の都合が悪い方は抽選会終了後オンライン説明会及び抽選会へ参加」とあります。

これに該当される方はお手数ですが組合までメール又は電話にてご連絡をお願いします。

### ※郵送用シール

切り取って使用ください。

〒489-0808

愛知県瀬戸市見付町38番地の3

瀬戸陶磁器卸商業協同組合

せともの祭廉売市担当 様

〒489-0808

愛知県瀬戸市見付町38番地の3

瀬戸陶磁器卸商業協同組合

せともの祭廉売市担当 様

## 第93回 せともの祭

廉売市出店申込者 殿

瀬戸陶磁器卸商業協同組合

理事長 松本 哲也

廉売市実行委員会

委員長 鈴木 忠

## せともの祭協賛廉売市・出店募集要項

初夏の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

恒例の「せともの祭」を本年も盛大に開催するための準備を進めております。

つきましては、下記のとおり廉売市出店申込みを受付いたしますので、「出店募集要項」及び「大せともの祭協賛会露店等営業に関する規則」を熟読のうえ、申込みくださいますようお願い申し上げます。

尚、出店者が多すぎた場合は出店出来ない場合もあります。

## 記

1. 廉売市開催日 令和 6年 9月 14日(土)・15日(日)
2. 申込受付日 令和 6年 7月 10日(水)～7月11日(木)【2日間】  
9時30分～16時00分 (昼食時間 12時～13時を除く)
3. 申込方法 郵送または持参 (郵送の場合は、最終日必着)
4. 申込受付場所 瀬戸陶磁器卸商業協同組合 ☎ 0561-83-6688  
(抽選場所) 瀬戸市見付町 38 番地の 3
5. 抽 選 日 令和 6年 7月 26日(金)

午前 9 時 30 分～10 時 30 分 ※必ず出席のこと

※今回より抽選前に説明会へ参加いただき抽選を行います。又、代理抽選はできません。

## 6. 参加費用等

種 別	金額(円)	数量	金額(円)	備 考
① 小間料 (1小間)	37,000	1		
② 廉売市運営協力費	16,500	1		
③ PR 協力費	1,000	1		
④ 警備協力費	1,000	1		
⑤ 道路占有使用許可証紙代	2,500	1		
小 計	58,000			

注. 当日遠方にて説明会の都合が悪い方は、抽選会終了後、指定時間にオンライン説明会及び抽選へ参加いただけます。

尚、出店者が多すぎた場合は当日説明会出席者を優先的の出店と致しますので、よろしくお願い致します。

注. 参加費用等は申込日までに、持参又は郵便局(払込取扱票)で全額をお支払ください。

\*「受取証」のコピーを「出店届書」の裏面に貼付ください。\*手数料・申込者負担

注. 新規申し込みの方は「のれん」の作成が必要です。「のれん注文指示書」に、ご記入ください。

抽選日に代金(6,600円)を頂きますが「のれん」は、開催日までに作成します。

## 7. 出店申込資格者

- (1) 瀬戸陶磁器卸商業協同組合の組合員
- (2) 愛知県陶磁器工業協同組合の組合員で「推薦書」のある方
- (3) 上記(1)及び(2)の組合員の「推薦書」のある方
- (4) 瀬戸商工会議所・愛知県珪砂工業協同組合の「推薦書」のある方
- (5) 瀬戸市内の在住者で、陶磁器の製造・販売を業とする方（住民票添付）
- (6) 瀬戸市在住者の「推薦書」により実行委員会が認めた方（推薦者の住民票添付）  
※(5)(6)住民票(有効期限 6ヶ月)は、自動車運転免許証のコピー可
- (7) その他廉売市実行委員会が、地場産業の製造・販売業者と認めた方
- (8) 上記(1)～(7)に該当する場合でも実行委員会が出店不適切と判断した場合は出店をお断りします。

## 8. 廉売市開催場所

瀬戸川右岸「北側」(瀬戸橋～記念橋)・窯神通り(ロータリー～窯神橋)  
パルティセと北バスターミナル・瀬戸川左岸(南側)(窯神橋～瀬戸橋)

※ 申込み件数及び警察の指導により一部変更する場合があります。

## 9. 営業時間 14日(土) 午前9時00分～午後6時00分

午後6時30分～6時45分の間花火の打ち上げがあります。

15日(日) 午前9時00分～午後5時30分

**【営業時間外の販売並びに営業時間内の閉店は出来ません。】**

※ 天候等により変更する場合があります

※ 電気設備はありません。(発電機の持込は厳禁です)

## 10. 出店場所の抽選について

廉売市実行委員会が実施する抽選会により決定する。

申込者多数の場合でも「7」の(1)及び(2)に該当する方は優先して場所を割り当てします。

また 廉売市会場内に店舗を有する場合は、優先的にその店頭とすることが出来る。

※ 抽選前に説明会へ参加いただき抽選を行います。又、代理抽選はできません。

※ 尚、当日遠方にて説明会の都合が悪い方は、抽選会終了後、指定時間にオンライン説明会及び抽選へ参加いただけます。

## 11. テントのサイズ

1小間の大きさは、間口は3.6m×奥行2.7m以内

※ テントは各自で用意してください

## 12. 店舗の設置及び撤収について

店舗開設準備は、14日(土)午前7時以降とする。

※商品等の搬入は、13日(金)の午後8時以降に通行の障害とならない場所に置くことができます。

但し、パルティセと北(バスターミナル内)は、14日(土)の午前6時以降の搬入及び店舗開設となります。

最終日の店舗撤収作業については、商品を片付けテントをたたんでから車両を進入させて下さい。

尚、廉売市搬出用車両の進入は、午後6時00分以降ですので厳守して下さい。

また、全ての撤収作業は必ず午後7時00分迄に終了して下さい。

## 13. 店頭表示等について

営業中は、「のれん」「営業許可証」を掲示のこと。

お買い上げの商品には必ず「店名シール」を貼付すること。(統一規格をお渡します)

14.電灯の使用について

今年度も、日没前営業終了の為、電気工事はいたしませんので、よろしくお願いします。

※消防法により、自家発電機の持ち込みは厳禁といたします。

※夜間の防犯や撤収作業の為に必要とあれば、各自でLED電灯などをご用意ください。

15.道路使用許可申請について

道路使用許可申請は、当組合でまとめて申請しますので、申請書2通を提出ください。

(複写ではないので留意のこと。2通とも押印が必要です。\*申請日記入不要)

出店場所が道路使用許可の不要となった場合は、お預かりしました証紙代を返金します。

16. 交通規制について

車両通行禁止区域 瀬戸川右岸(瀬戸大橋～記念橋)・窯神通り(ロータリー～窯神橋)

車両通行禁止時間 14日(土) 午前7時00分～午後7時45分

15日(日) 午前8時00分～午後8時00分

17. 通行禁止道路の通行許可証の交付について

廉売市の店舗設営・撤収のため、通行禁止区域は許可された車両のみ進入できます。

「通行禁止道路通行許可申請書」を提出ください。(許可車両 2台まで)

※ 申込日以降に登録車両を変更される場合は、当組合まで連絡ください。

※ 「道路使用許可証」「通行許可証」は警察署の許可がとれ次第郵送します。

※ 荷物等の降車後は速やかに車両の移動をお願いします。(混雑の回避のため)

※規制開始前に来場者が入りますので事故の無いようお願いします。

18. 誓約書・同意書の提出

申込者は、「出店募集要項」「規定事項」及び「誓約書」の各事項を順守してください。

大せともの祭協賛会露店等営業に関する規則「表明・確約に関する同意書」を提出のこと。

19. 出店従事者の登録。

出店申込者・店舗責任者及び従事者の登録及び確認資料を提出してください。

※ 申込日以降に変更がある場合は、当組合までご連絡下さい。

20. 買い物用指定 ビニール袋の販売

※お買い上げ品は協賛会指定のビニール袋を出来るだけ使用して下さい。

ビニール袋の購入は抽選日及び開催日当日に、廉売市本部にて販売します。

(大) 100枚 2,200円 (小) 100枚 1,210円

21. 新型コロナは2類から5類へ移行されましたが、出店者が責任をもってコロナ対策の実施すること。

出店者の体調管理は十分にしてください。(体温37.5度以上の方は販売員として出勤しない。)

消毒液を小間内に必ず、各自が準備してください。

また、出店中は、大声での接客や飲食しながらの接客はしないで下さい。

以上

## 規 定 事 項

1. 申込者及び従事者は、廉売市実行委員及当組合の役員の指示に従うこと。
2. 申込者は、出店資格を他人に名義を貸与、または譲渡することが出来ない。
3. 取扱商品は、陶磁器製品・ガラス製品及び瀬戸地方の地場産品で当組合が許可した商品以外を販売してはならない。
4. 廉売市の開催が、悪天候等で中止又は申込者の都合で出店を取り止められた場合でも、申込金等は一切返金しない。  
ただし、申込者が予定数を超え、抽選の結果、出店出来ない場合は返金いたします。
5. 小間の位置は、指定された位置及び方向にテントを設営のこと。  
隣店との間隔は指定された表示に従うこと。またその間に商品等を置かないこと。  
通路部分を商品置き場又は、テント等を設置して通行の支障となる行為をしない。
6. 販売商品は、規格(寸法)・等級・正価を明示すること。  
鉛害・カドミウム問題が厳しい折、商品管理は出店者の責任とする。  
PL保険(生産物賠償責任保険)の加入をお奨めします。
7. 拡声器を使用した、専門的な大道売り行為をしてはならない。
8. 飲酒等、来場者及び他の出店者の迷惑になるような行為をしてはならない。
9. 初日の閉店後は、商品をシート等で覆い掛けをすること。  
夜間は交通規制が解除されるので、テントから店頭商品・売台・在庫品等がはみ出ないようにして車両・歩行者の通行の障害とならないようにする。
10. 閉店後の警備は、実行委員会が警備会社に依頼していますが悪天候又は盗難・その他の事故による損害については責任を負いません。
11. 出店者は、閉店後責任を持って出店場所の付近を清掃し、ゴミは各自持ち帰ること。  
小間位置表示布テープを必ず剥がしてください。(撤収時に確認のこと。)
12. 消防車両の進入路及び指定された場所は、商品・備品等を置かないこと。
13. 出展者の車両は、「窯神グランド」駐車場をご利用ください。 収容 400 台  
\* 来場者用駐車場は利用できません。
14. 新型コロナは2類から5類に移行されましたが、出店者が責任をもってコロナ対策の実施をすること。

上記の各条項に違反した場合は、直ちに出店資格の取り消し、併せて次回からの出店申込を拒否することがあります。

以 上

### \* 廉売市申込に関してのお問い合わせ先

〒489-0808 瀬戸市見付町38番地の3 (瀬戸陶商センター)

瀬戸陶磁器卸商業協同組合 廉売市事務局

TEL 0561-83-6688 FAX 0561- 83-9090

営業 9:00~16:00 休業 土日・祝祭日

(瀬戸商工会議所東隣・瀬戸菱野トンネル北入口の左側道上がる)

（あて先） 大せともの祭協賛会長

## 出 店 届 出 書

大せともの祭協賛会露店等営業に関する規則を遵守のうえ、以下のとおり、第93回せともの祭における露店等の出店を届け出ます。

フリガナ				
法人名 商号・屋号				
フリガナ		連絡先	自宅	(      ) —
代表者の氏名 (出店者)			携帯	(      ) —
生年月日	大・昭・平      年      月      日			
性 別	男      ・      女			
フリガナ				
住 所	〒      -			
出店日時	1 令和      年      月      日 (      ) 午      時から午      時まで 2 令和      年      月      日 (      ) 午      時から午      時まで			
出店業種	※営業品目をすべて記入			
フリガナ		連絡先	自宅	(      )      —
店舗責任者氏名			携帯	(      )      —
生年月日	大・昭・平      年      月      日			
住 所	〒      -			
フリガナ		連絡先	自宅	(      )      —
従事者氏名			携帯	(      )      —
生年月日	大・昭・平      年      月      日			
住 所	〒      -			
フリガナ		連絡先	自宅	(      )      —
従事者氏名			携帯	(      )      —
生年月日	大・昭・平      年      月      日			
住 所	〒      -			
フリガナ		連絡先	自宅	(      )      —
従事者氏名			携帯	(      )      —
生年月日	大・昭・平      年      月      日			
住 所	〒      -			

注意：露店1店につき、1枚提出すること。

※ 出店者、店舗責任者及び従事者は、運転免許証等の身分証明書の写しを添付すること。

※ 出店者は、表明・確約に関する同意書を添付すること。

【貼付欄】例：運転免許証、パスポートの写し、健康保険証の場合は顔写真添付

※左欄に示した代表者、店舗責任者、従事者の順に添付すること。

## 表明・確約に関する同意書

法人名

住 所

代表者名

生年月日 大・昭・平 年 月 日 ( 歳)

電話番号 ( ) ー

私並びに私が出店する店舗責任者及び従事者は、第93回せともの祭開催日に出店するに際し、大せともの祭協賛会露店等営業に関する規則を遵守し、下記のとおり表明及び確約します。

なお、当該規則に反した場合、当該表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合又は下記の各号いずれかに該当する行為をした場合は、直ちに出店を拒否されても異存はありません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切を私の責任とします。

1 次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 1 暴力団員
- 2 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者

2 次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- 1 暴力団又は暴力団員等のみかじめ料・ショバ代などの名目を問わず、金品を渡す行為
- 2 暴力団員等を従業員として雇う行為
- 3 営業中において、粗暴又は卑猥な言動などお客様に迷惑をかける行為
- 4 半裸体及び入れ墨を見せるなど粗野な服装や態度をとる行為
- 5 暴力的要求行為又は法的責任を超えた不当な要求行為
- 6 暴力行為、脅迫等各法令に違反する行為
- 7 大せともの祭協賛会等関係者の指示に背く行為
- 8 その他前各号に準ずる行為

令和 年 月 日

署 名

印

(あて先) 大せともの祭協賛会長



道路使用許可申請書			
令和6年 月 日			
愛知県瀬戸警察署長 殿			
住所 申請者 氏名			
道路使用の目的	第93回せともの祭開催に伴うせともの大販売市のため		
場所又は区間	<県道>定光寺山脇線 <市道>窯神橋東安戸線・西蔵所西本町線・パルティセと駅前広場		
期間	<県道定光寺山脇線 市道窯神橋東安戸線 市道西蔵所西本町線> 令和6年9月13日（金）午後8時から令和6年9月15日（日）午後8時まで <パルティセと駅前広場> 令和6年9月14日（土）午前6時から令和6年9月15日（日）午後8時まで		
方法または形態	3.6m×2.7mのテントでの物品販売		
添付書類	別紙図面		
現場 責任者	住所		
	氏名	電話	
第 号			
道路使用許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条件			
年 月 日			
愛知県瀬戸警察署長 印			

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
  - 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
  - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
  - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

道路使用許可申請書			
令和6年 月 日			
愛知県瀬戸警察署長 殿			
住所 申請者 氏名			
道路使用の目的	第93回せともの祭開催に伴うせともの大販売市のため		
場所又は区間	<県道>定光寺山脇線 <市道>窯神橋東安戸線・西蔵所西本町線・パルティセと駅前広場		
期間	<県道定光寺山脇線 市道窯神橋東安戸線 市道西蔵所西本町線> 令和6年9月13日（金）午後8時から令和6年9月15日（日）午後8時まで <パルティセと駅前広場> 令和6年9月14日（土）午前6時から令和6年9月15日（日）午後8時まで		
方法または形態	3.6m×2.7mのテントでの物品販売		
添付書類	別紙図面		
現場 責任者	住所		
	氏名	電話	
第 号			
道路使用許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
証紙貼付欄		年 月 日	愛知県瀬戸警察署長 印

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

せともの祭廉売市実行委員会 殿

区 分	愛工・陶商
	市内・市外
受付 No.	小間数:

## 誓 約 書

今般、貴組合廉売市実行委員会が実施される「第93回 せともの祭廉売市」の出店申込にあたり、私(当社)は廉売市の運営に全面的に協力するため、別紙「出店募集要項」と「規定事項」を熟読のうえ、その条項のすべてを順守することを誓約いたします。

併せて下記条項に違反した場合は、直ちに取り消し及び、次回からの出店を拒否されることは勿論、場合によっては事故弁済の責任を負わされても異議ありません。

### 記

- (1) 「廉売市出店募集要項」と「規定事項」を順守しなかった場合
- (2) 申込資格に該当せず「出店届出書」等に虚偽の記載があった場合  
(名義の貸借が判明した場合を含む。)
- (3) 販売品は必ず店名の表示した、当組合指定の「店名シール」を使用することになっておりこれを怠った場合 (小さな商品でも指定シールを貼付すること)
- (4) 申込店名と違う店名の「のれん・出店登録証等」を使用していた場合
- (5) 販売商品の等級に偽りがあった場合 (2等品を説明なしで売った場合等)
- (6) PL法上の事故が発生した場合は、その補償及び対応等は販売した私(当社)が一切の責任を負います
- (7) その他 廉売市実行委員及び、当組合の役員の指示に従わなかった場合

以 上

令和 6年 月 日

出店申込者名

〒	-
住 所	
社 名 (屋号)	
代表者	⑩
電 話 ( )	-
携 帯☎	-

# 通行禁止道路通行許可申請書

令和6年 月 日

愛知県瀬戸警察署長 殿

住所  
申請者  
氏名  
住所  
主たる  
運転者  
氏名

車両の種類	普通	番号標に表示 されている番号	尾張小牧 名古屋 ( )			—
	大型					
運転の期間	令和6年9月14日(土)から令和6年9月15日(日)まで					
通行しようとする 通行禁止道路 の区間	<県道定光寺山脇線、市道窠神橋東安戸線、市道宮川線> 令和6年9月14日(土)午前7時から午後7時45分まで 令和6年9月15日(日)午前8時から午後8時まで <市道深川線、市道元町陶本3号線、市道陶本宮前線> 令和6年9月14日(土)午前7時から令和6年9月15日(日)午後8時まで <パルティセと駅前広場> 令和6年9月14日(土)午前6時から令和6年9月15日(日)午後8時まで					
やむを得ない 理由	第93回せともの祭での出店に伴う荷物等の搬入出のため					

第 号

## 通行禁止道路通行許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	
----	--

年 月 日

愛知県瀬戸警察署長 印

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

# 推 薦 書

一般推薦用	
区 分	市内・市外
受付 No.	

せともの祭 廉売市・出店申込者	
住 所	〒 -
会社名・屋号等 代 表 者 名	
業 種	
取 扱 品	
電 話	( ) -

上記の者は、令和6年度(第93回)せともの祭協賛廉売市の出店募集要項の出店申込資格者と認められるので推薦いたします。

令和 6年 月 日

住 所	
推 薦 者 (団体名) (個人名)	印
電 話	( ) -

(みとめ印可)

せともの祭廉売市実行委員会 殿  
(瀬戸陶磁器卸商業協同組合)

※ 出店募集要項 7. 出店申込資格者の該当項目を確認ください。

\* 該当項目(3)の場合 住民票の添付 不要

\* 該当項目(5)の場合 ご本人の住民票を添付 (有効 6ヶ月)

\* 該当項目(6)の場合 推薦者の住民票を添付(有効 6ヶ月)

※ 住民票は自動車運転免許証又は健康保険証のコピーで代用可

# 店名シール・のれん注文指示書

区分	愛工 陶商
	市内 市外
受付 No.	小間数:

## ※ 出店実績

有	記入欄 ① ③	無	記入欄 ① ② ③

※ いずれかを○で囲む

① 店名 シール用 (サイズ 約5cm×9cm) 今回より統一仕様で作成します。

※ 出店は必ずご記入ください。

### 【記入欄】

せともの祭開催日 毎年9月 第二土・日曜日

A. \_\_\_\_\_

B. \_\_\_\_\_

C. \_\_\_\_\_

D. \_\_\_\_\_

### 【記入項目】

- A. 社名 【必須】
- B. 住所 【必須】
- C. 連絡先電話番号  
FAX電話番号 【必須】
- D. E-mail 【必須】

\* 読みやすい文字で記入ください。(法人は会社名のみ)

\* 書体・デザイン等は統一で作成します。

② 店名 のれん用 【商社名(屋号)のみ】

※ 抽選日にお渡しします。  
※ 引き換えにお支払下さい。

※ 新規出店の方又は変更・追加される場合のみ記入ください。 代金 6,600円

### 【記入欄】

作成名記入 又は指定書体を印字して貼付ください。

サイズ(約)  
横  
250cm

\* 希望の 書体を指定してください。「 \_\_\_\_\_ 」 ※出来上がりは多少相違します。

\* 一般的なワード書体でお願いします。(マイクロソフトWord 2016以前の書体)

③ 申込者名

\_\_\_\_\_

せともの祭開催日 毎年9月第二土・日曜日

A. 名称 **株式会社 加藤商事**

B. 住所 **愛知県瀬戸市山手町 110**

C. 電話番号 **電話番号0561-83-6688 FAX番号0561-83-9090**  
FAX番号

D. E-mail [tosyo@eos.ocn.ne.jp](mailto:tosyo@eos.ocn.ne.jp)

店名シール

作成  
見本

## 大せともの祭協賛会露店等営業に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）の趣旨に従い、大せともの祭協賛会（以下「協賛会」という。）が暴力団を利することを防止し、露店等の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持とせともの祭及びせと陶祖まつりの健全な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

### (露店等の営業届出)

第3条 露店等を営業しようとする者（以下「出店者」という。）は、あらかじめ当該出店者、店舗責任者（出店者が雇用するその店の責任者。以下同じ。）及び従事者（出店者が雇用するその店の従事者。以下同じ。）の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するために協賛会が規定する事項について、出店届出書（別記様式）を提出しなければならない。

### (届出日)

第4条 前条の出店届出書は、協賛会が指定する日までに提出しなければならない。

### (遵守事項)

第5条 出店者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な運営に努めなければならない。

- (1) 市民及び来場者並びに業者間で紛争等を起こさないこと。
  - (2) 市民及び来場者に不快感又は嫌悪感を与えるような服装、言語及び態度をとらないこと。
  - (3) 営業に中学生以下の児童に従事させないこと。
  - (4) 法令に違反するものを販売しないこと。
  - (5) 店舗責任者及び従事者の身分確認を確実にし、届出したもの以外の者は従事させないこと。
  - (6) その他、主催者の指示に従うこと。
- 2 店舗責任者及び従事者は、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に規定する事項を遵守しなければならない。

### (関係機関への意見聴取)

第6条 協賛会は、第1条の目的を達するために必要な限度において露店等の営業の届出を行っ



た者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であるかどうかについて、関係機関に意見を聴くものとする。

（個人情報の取扱い）

第7条 協賛会は、第3条の出店届出書及び前条に規定する意見聴取により知り得た個人情報を、この規則が定める目的以外には使用せず、他に漏えいしないように厳重に管理し、保管するものとする。

（出店の拒否）

第8条 協賛会は、次の各号に掲げる場合において、露店等の出店を拒否することができる。

- (1) 露店等の出店をしようとする者が、暴力団員等と認める場合
- (2) 露店等の出店をしようとする者が、暴力団員等を従業員等として使用すると認める場合
- (3) 露店等の出店をしようとする者が、暴力団員等のみかじめ料、シヨバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認める場合
- (4) 露店等の出店をした者が、暴力団員等と認める場合
- (5) 露店等において、暴力団員等を従業員として使用したと認める場合
- (6) 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
- (7) 半裸体及び入れ墨を見せる等の粗野な服装や態度を取った場合
- (8) 暴力的要求行為又は法的責任を超えた不当な要求行為を行った場合
- (9) 暴力行為、脅迫等各法令に違反する行為を行った場合
- (10) 協賛会等関係者の指示に従わない場合

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成27年1月31日から施行する。

令和6年 6月 吉日

せともの祭

廉売市出店の皆様へ

窯神神社 崇敬会

会長 加藤 邦彦

せともの祭廉売市実行委員会

委員長 鈴木 忠

### 窯神神社 崇敬会 会員加入のお願いについて

謹啓 盛夏の候 皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年も恒例の「せともの祭」が近づいてまいりました。

ご承知のこととは思いますが、本祭は磁祖 加藤 民吉 を祀る窯神々社の祭礼に発しており、私ども陶磁器で生計を立てている者にとりましても、大切な産土神の祭りです。

そこで、皆様方にぜひ窯神神社 崇敬会にご加入いただき、郷土の発展にお力添えをいただきますようお願いいたします。

会 費	年 間	1口	1,000円以上		
祭 礼	前夜祭	9月	13日(金)	午後 6時00分～	(予定)
	本 祭	9月	14日(土)	午前 10時30分～	(予定)
場 所	窯神神社	(瀬戸市窯神町112番地)			

敬 具

\*年会費は廉売市の抽選日に会場にて受け承りますのでよろしくお願い致します。

# 民吉を祀る

## 窯神社 崇敬会々則

(名称)

第1条 この会は、窯神社 崇敬会という。

(組織)

第2条 窯神社の代表は愛知県陶磁器工業組合とし、窯神社には崇敬会を置く。

2. 崇敬会は地元の有志を以って構成し、年会費を納入した者とする。

(祭祀)

第3条 祭祀は愛知県陶磁器工業組合が祭主となり、崇敬会と合議の上、これを執り行う。

(経費の負担及び神社の管理)

第4条 祭祀及び神社管理に要する経費は、愛知県陶磁器工業組合が負担し、神社の日常の管理は崇敬会が行う。

(賛助会員)

第5条 賛助会員は広く一般から募る。

(役員及び代表)

第6条 崇敬会々員が役員となり、その中から代表者を選ぶ。

2. 代表者の数は、合議の上その都度決定する。

(会費)

第7条 会費は年間1口 1,000円とし、1口以上とする。

(御神符)

第8条 会員には特別祈願(家業繁栄・家族無事息災)を行い御神符を頒布する。

(その他)

第9条 この会則に定めなき事項はその都度決定する。

この会則は昭和59年5月16日から実施する。